令和７年度　人事行政の運営等の状況をお知らせします

問合先　総務課職員係　☎2-2171　内線(213・215)

町職員の任免や勤務時間、勤務条件などを正しく知っていただくために、人事行政の運営状況を公表します。

１．職員の任免および職員数

①新規採用および退職者の状況

区　分	事務職	技術職
採用者数	８人	１人
定年退職	―	―
勧奨退職	１人	―
普通退職	５人	４人
死亡退職	―	―

※令和７年度は、免職がありませんでした。

②部門別職員数の状況(各年４月１日現在、単位：人)

区　分		職員数		増減
		令和7年度	令和8年度	
一般行政部門	議　会	3	3	―
	総務企画	53	54	1
	税　務	9	11	2
	民　生	19	18	△1
	衛　生	14	17	3
	農林水産	15	15	―
	商　工	3	3	―
	土　木	13	13	―
	小　計	129	134	5
特別行政部門	教　育	24	25	1
公営企業等会計部門	水　道	6	6	―
	下水道	3	3	―
	その他	10	10	―
	小　計	19	19	―
合計(A)		172	178	6
住民基本台帳人口(B)		6,953	6,758	△195
職員一人当たり人口(B)/(A)		40.4	38.0	

※町長、副町長、教育長、非常勤職員を除く。

２．職員の人事評価の状況

人事評価は任命権者ごとに実施しており、町長部局では「白糠町職員の人事評価の実施に関する規程」の定めるところにより評価を行っています。

３．職員給与の状況

①人件費・職員給与費の状況(令和７年度普通会計決算)

普通会計歳出総額(A)	36,331,915千円
実質収支	492,728千円
普通会計人件費総額(B)	1,454,048千円
歳出総額に対する人件費割合(B)/(A)	4.00％

※職員のほか、議員や委員等に支給される報酬等を含む。

②職員給与費の状況（令和７年度普通会計決算）

職　員　数　(A)		153人
職員給与費	給　　料	600,745千円
	職員手当	134,992千円
	期末・勤勉手当	246,883千円
	計(B)	982,620千円
１人当たり給与費(B)/(A)		6,422千円

※職員数は、令和７年４月１日現在の人数です。

③ラスパイレス指数の状況（令和７年４月１日）

町職員の一般行政職の給与水準は、国家公務員を100としたラスパイレス指数でみると、全地方公共団体平均98.9に対して、97.6となっています。

④一般行政職の級別職員数(４月１日現在、単位：人、％)

区分		１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	合計
標準的な職務		主事	主任	主査	係長	主幹	課長	部長	
職員数	R7	39	18	20	33	14	14	7	145
	R8	35	23	24	36	8	16	7	149
構成比	R7	26.9	12.4	13.8	22.8	9.7	9.7	4.8	100.1
	R8	23.5	15.4	16.1	24.2	5.4	10.7	4.7	100.0

※構成比は四捨五入をしているため、その合計が100％にならない場合があります。

⑤一般行政職の初任給など(４月１日現在、単位：円)

区分		初任給	経験年数による平均給料月額		
			７～９年	10～14年	15～19年
大学卒	R7	220,000	275,840	302,088	297,400
	R8	232,000	294,975	314,213	308,500
高校卒	R7	188,000	233,578	267,200	―
	R8	200,300	244,688	276,282	―

⑥職員の平均給料月額などの状況(４月１日現在)

区　分		平均年齢	平均給料月額
一般行政職	R7	39歳　5カ月	303,200円
	R8	39歳　8カ月	311,500円

⑦期末勤勉手当の状況

支給月	令和7年6月	令和7年12月	計
支給率	2.30カ月分	2.35カ月分	4.65カ月分
平均支給額	665千円	693千円	1,358千円

⑧退職手当の状況(令和８年３月31日現在、単位：月)

区　分		支給率			
		勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
町	自己都合	19.6695	28.0395	39.7575	47.709
	定年･勧奨	24.586875	33.27075	47.709	47.709
国	自己都合	19.6695	28.0395	39.7575	47.709
	定年･勧奨	24.586875	33.27075	47.709	47.709

※退職手当の支給率などは、本町が加入する（北海道市町村職員退職手当組合）の規定に基づくものです。

⑨諸手当の状況（令和７年度普通会計決算）

区　分	支給対象	支給総額
扶養手当	配偶者や子などに他の生計の途がなく、職員が扶養している場合	12,508千円
住居手当	職員が住んでいる住居で家賃などの住居費を負担している場合	18,612千円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、その運賃を負担している場合または自家用車で通勤している場合（片道２㎞以上）	3,386千円
超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合１人当たりの年間平均支給額 336千円	39,956千円

⑩特別職の給料・報酬（単位：円、月）

区　分			月　額	区　分			月　額
給料	町　長	R7	843,000	報酬	議　長	R7	313,600
		R8	843,000			R8	313,600
	副町長	R7	700,000		副議長	R7	255,600
		R8	700,000			R8	255,600
	教育長	R7	632,000		委員長	R7	230,600
		R8	632,000			R8	230,600
					議　員	R7	204,600
						R8	204,600

期末手当	支給月	R7.6	R7.12	計	支給月	R6.6	R6.12	計
	支給率	2.30	2.35	4.65	支給率	2.25	2.35	4.60

４．職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間

・月～金曜日の８時30分～17時00分
・休憩時間／12時00分～12時45分
・１週間の勤務時間／38時間45分
・週休日／土、日曜日

②休暇等

休暇には、年次休暇や病気休暇、特別休暇（出産や忌引き休暇など）、介護休暇があります。

５．職員の休業に関する状況

職員には、地方公務員法等の法令および白糠町の条例、規則等に基づき次の休業が認められています。

・育児休業　・自己啓発等休業　・配偶者同行休業

※令和７年度は４人が育児休業を取得しました。

６．職員の服務および分限、懲戒処分の状況

職員の服務は、法令その他特別の定めがあるもののほか「白糠町職員服務規程」により定められています。

町職員は、さまざまな義務が課せられていますが、その義務を果たせない場合は、次の処分となります。

○分限処分／勤務成績が良くない場合や心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合、公務能率の維持を図るため、降任や免職、休職となります。

○懲戒処分／法令違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者として、ふさわしくない行為があった場合、戒告や減給、停職または免職となります。

※令和７年度は、分限処分２人、懲戒処分１人、服務義務違反１件でした。

７．職員研修の状況

職員の能力向上を図るため、研修を実施しています。

研修名	実施主体	人数
新規採用職員基礎研修	釧路町村会	９人
初級職員研修		７人
中級職員研修		５人
釧路地区法務基礎研修		５人
釧路地区法務実務入門研修	北海道町村会	３人
政策法務研修		２人
政策形成研修(まちづくり研修)	釧路市	２人
管理能力研修	北海道市町村職員研修センター	４人
指導能力研修		７人
防災・減災対策研修		１人
法令実務(基礎)研修		１人
法令実務(応用)研修		１人
業務改善手法研修		２人
ＤＸ人材育成研修		１人
自治体の契約事務研修		１人
税務事務(基礎)研修		１人
持続可能な地域づくりと環境保全研修	市町村職員中央研修所	１人
国内先進事例研修	北海道市町村振興協会	１人
ビジネスマナー研修	白糠町	７人
フォローアップ研修		７人
プレゼンテーション研修		21人
簡潔ワンペーパー研修		21人
青年就業者海外等派遣研修		１人

８．職員の福祉と利益保護

①共済組合等

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法により北海道市町村職員共済組合が、各種の給付などを実施しています。また、職員は（一財）北海道市町村職員福祉協会へ加入し、福利厚生の充実を図っています。

②災害補償

職員が公務中に災害を受けた場合は、地方公務員災害補償法に基づき、補償を受けることができます。

※令和７年度は、公務災害０件が認定されました。